

統幕総第250号

20. 4. 18

変更 統幕総第515号(20. 9. 29)

統幕総第493号(21. 8. 20)

自衛隊指揮通信システム隊司令  
統 合 幕 僚 学 校 長 殿

統 合 幕 僚 長

緊急事態等が発生した際の速報について（通達）

今般、防官文第2623号（20. 3. 7）「緊急事態が発生した際の速報について（通達）」（以下「事務次官通達」という。）が、別添のとおり発出された。

本事務次官通達の主たる内容は、緊急事態等の発生を認知した場合の防衛大臣への速報を迅速かつ確実に行うための要領が定められたものであり、統合幕僚長に対する速報について、次により実施されたい。

1 速報の対象

事務次官通達に定められている緊急事態等

2 速報先

事態対応を担当する部等の長（ただし、課業時間外にあっては窓口を初動対応班とする。）

3 速報要領

電話及びFAX等の適切な手段を用い、次により速やかに行う。

（1）第1報

ア 緊急事態等の件名

イ 緊急事態等に関係する者の所属・階級・氏名等

ウ 緊急事態等の概要

発生の日時、場所及び把握している事項等

（2）第2報以降

逐次判明した事項について、その都度報告する。

4 関係地方公共団体等への通報

必要に応じ速やかに通報するものとする。

添付書類：防官文第2623号（20. 3. 7）

分類番号：A-A0-A00

保存期間：1年

防官文第2623号

20. 3. 7

改正 防官文第11096号(20. 9. 22)

防官文第 9247号(21. 7. 31)

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官

緊急事態等が発生した際の速報について（通達）

標記について、別添のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、各自衛隊等における事件・事故の防衛大臣等への報告等について（防官文第7266号。17. 9. 21）は廃止する。

添付書類：緊急事態等が発生した際の速報について

## 緊急事態等が発生した際の速報について

### 1 目的

緊急事態等（緊急事態に対する政府の初動体制について（平成15年11月21日閣議決定）における国民の生命、身体、財産又は国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態及び防衛省・自衛隊に関連して生じたその他の社会的な影響が大きな事件・事故をいう（別紙参照）。以下同じ。）に際し、内閣総理大臣、防衛大臣等（防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び事務次官をいう。以下同じ。）への速報を迅速かつ確実にを行うための要領を定める。

### 2 速報要領（別図参照）

（1）緊急事態等の発生を認知した場合の速報（緊急事態等の発生及び当該事態等に関してその認知の時点で判明している事項を報告・通報することをいう。以下同じ。）は、次の要領で行うものとする。

ア 部隊等（自衛隊の部隊及び機関をいう。以下同じ。）は緊急事態等の発生を認知した場合には、直ちに各幕僚監部（以下「各幕」という。）又は各機関（施設等機関、特別の機関（防衛会議及び各幕を除く。）及び地方支分部局をいう。以下同じ。）の担当部署（当直を含む。以下同じ。）に対して速報を行う。

イ 各幕又は各機関の担当部署は、部隊等から緊急事態等の発生について速報を受けた場合又は自ら緊急事態等を認知した場合には、直ちに各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者に対して速報を行う。また、直ちに防衛大臣及び防衛副大臣に原則として秘書官を通じて速報するとともに、内部部局（以下「内局」という。）の担当部署及び内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）に対して速報を行う。

ウ 各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者は、緊急事態等の発生について報告を受けた場合には、事案の内容により、重複をいとわず、直ちに防衛大臣及び防衛副大臣に対して、直接に速報を行う。また、必要に応じ、防衛大臣政務官に対して、直ちに、直接に速報を行う。

エ 各幕又は各機関の担当部署から速報を受けた内局の担当部署は、直ちに防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官及び事務次官に原則として秘書官等（秘書官、官房長又は各局長の指定する者及び事務次官付部員をいう。以下同じ。）を通じて速報するとともに、関係省庁及び事案の内容により総理大臣官邸（内閣総理大臣秘書官、内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官秘書官、大臣官房長が別に定める内閣参事官）に対して、直ちに速報を行う。

オ 自ら緊急事態等を認知した内局の担当部署は、直ちに防衛大臣等に対して原則として秘書官等を通じて速報を行うとともに、必要に応じて各幕又は各機関の担当部署に対して速報を行う。また、直ちに内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）、関係省庁及び事案の内容により総理大臣官邸（内閣総理大臣秘書官、内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官秘書官、大臣官房長が別に定める内閣参事官）に対して速報を行う。

カ 緊急事態等に係る情報が報道、総理大臣官邸又は関係省庁から得られたものである場合は、内局、各幕又は各機関の担当部署は、特に必要な場合を除き、イからオまでによらず、総理大臣官邸（内閣総理大臣秘書官、内閣官房長官秘書官、内閣官房副長官秘書官、大臣官房長が別に定める内閣参事官）、内閣官房内閣情報調査室（内閣情報集約センター）又は関係省庁に速報を行わないものとする。

キ 緊急事態等に係る情報が報道又は地方公共団体その他当該地域における関係機関（以下「地方公共団体等」という。）から得られたものである場合は、部隊等は、特に必要な場合を除き、各幕又は各機関の担当部署及び地方公共団体等への速報を行わないものとする。

（２）発生した事態が、緊急事態等に該当するか否かは内局、各幕又は各機関の課長相当職以上の者が判断するものとする。なお、緊急事態等に該当するか否かの判断に迷った場合は該当すると判断するものとする。

（３）速報は、電話、FAX、メール等各種の手段から、事案の内容に応じ、

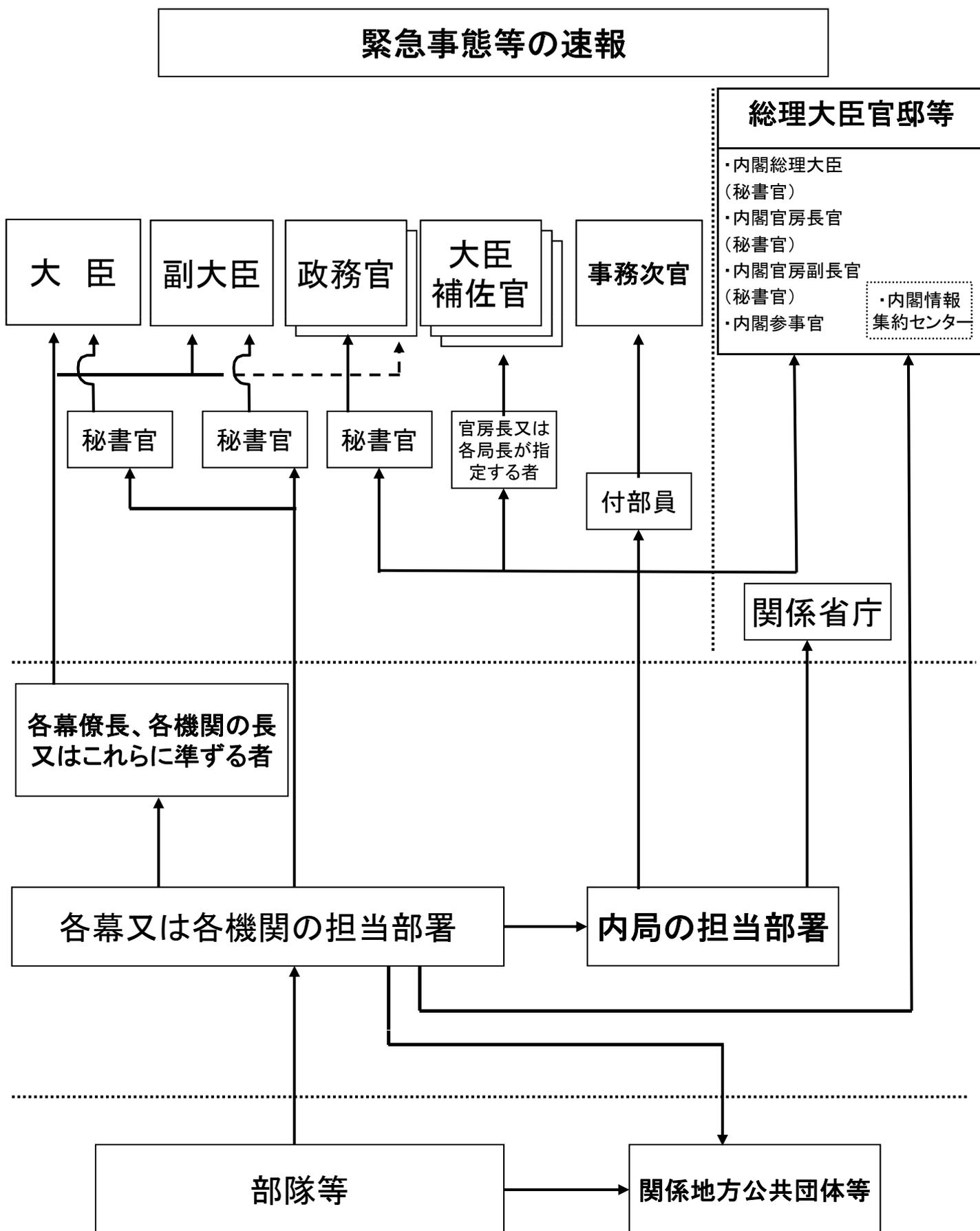
迅速性・効率性、確実性、秘匿性等を十分考慮し、適切な手段を用いて行うものとする。ただし、各幕僚長若しくは各機関の長又はこれらに準ずる者から防衛大臣、防衛副大臣及び防衛大臣政務官に対して行う速報は原則として電話（秘匿電話を含む。）により行うものとする。

### 3 地方公共団体等に対する通報

各機関又は部隊等は、防衛大臣等に速報した事項については、地方公共団体等に対して、必要に応じて速やかに通報を行うものとする。地方防衛局は、部隊等が行う地方公共団体等への通報について、当該部隊等の求めに応じ、必要な協力を行うものとする。

### 4 その他

- (1) 2の速報に関して必要な細部事項については、大臣官房長、各局長、各幕僚長又は各機関の長が、必要に応じ別に定めるものとする。その際、対象となる緊急事態等の内容について、極力主観的判断を排した明確な基準を策定するものとする。
- (2) 3の通報に関して必要となる細部事項については、各幕僚長又は各機関の長が、それぞれ別に定めるものとする。
- (3) 速報内容が秘密保全上特別の配慮を必要とする場合には、2及び3によらないことができる。
- (4) この通達の実効性をより確保していくため、必要な速報伝達訓練を適切に実施するものとする。



※1 内局担当部署が直接入手した緊急事態等に係る情報については、内局担当局長等が「各幕僚長、各機関の長又はこれらに準ずる者」と、内局担当部署が「各幕又は各機関の担当部署」及び「部隊等」とそれぞれ同様の役割を果たす。

※2 地方公共団体等への通報は、各機関又は部隊等から、必要に応じ行う。